

○1番（諏訪一則議員） 1番諏訪一則でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告順に従い質問いたします。

第6期常陸太田市高齢者福祉計画より地域包括ケアシステムの構築について質問いたします。

平成26年6月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により、介護予防給付の訪問介護、通所介護は給付対象外となり、地域支援事業に移行すること、一定以上の所得のある利用者の負担割合の引き上げ、小規模通所介護事業所等の指定権限の市町村への移行など、介護保険制度は大きく変わることとなりました。介護保険制度が大きく変わろうとしている今、新たな地域支援事業創設に当たり、生活支援サービス活動を担う助け合い活動の検討を進める時期にきております。本市の予測として、医療、介護を必要とするひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯、認知症高齢者のいる世帯が大幅に増加することが考えられます。

このような状況下、平成27年4月、介護保険制度の改正で包括ケアシステムを構築していくため、全ての市町村で必ず実施しなければならない事業が新たに定められ、本格的に取り組むことになりました。地域包括ケアは、重度な要介護状態となっても可能な住みなれた地域や自宅で生活し、自分らしい暮らし方を人生の最期まで続けたいと望む人が医療や介護など必要なサービスを受けながら在宅で生活が続けられるよう地域ぐるみで支えることだと理解しています。地域生活を続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現しなければなりません。例えば、けが、病気の後遺症で体が不自由になり退院して自宅に戻った場合でも、専門職によるリハビリやゆきとどいたケアを受けることができれば、住みなれた住宅で暮らし続けることができます。このようなことから、地域包括ケアシステムの構築は、高齢者の安心、安全に欠かせない取り組みだと思えます。

今回の制度改革では全ての市町村が在宅医療と介護を連携、認知症の総合支援、生活支援の体制構築など、地域包括ケアの構築のために最低限の体制整備を平成30年4月までに行うこととなっていますが、本市にとっても簡単なことではありません。

そこで（1）、第6期常陸太田市高齢者福祉計画より地域包括ケアシステムの構築についてお伺いいたします。①として、在宅医療と介護の連携状況についてどのように推進していくのかお伺いいたします。②として、「新しい総合事業」の現状についてお伺いいたします。③として、総合事業におけるサービスを担うボランティアの養成についてお伺いいたします。④として、生活支援コーディネーターと協議体に必要なものはどのような人材と考えているのか、また、現在の進行状況をお伺いいたします。⑤として、地域包括ケアシステムの構築に向けて市はどのように考えているのかお伺いいたします。

以上、5項目についてよろしくお伺いいたします。1回目の質問を終了いたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 第6期常陸太田市高齢者福祉計画より地域包括ケアシステムの構築についての5点の質問に順次お答えをまいります。

まず、在宅医療と介護の連携状況についてどのように推進していくのかとのお質問にお答えをいたします。

高齢に伴い思わぬけがを負ったときや病気になった場合には、必要に応じて病院に入院し、治療に専念されることと思いますが、病気やけががよくなりその後退院することになりましても、自宅での生活が入院前の状態と同じように在宅で自立して生活することが難しくなるケースが多くなってきております。高齢化社会が急速に進展する状況の中で、病院から自分の家に戻る際の不安、あるいは不都合を、介護による支援などでできる限り解消し、安心して自宅でも過ごせるように、医療分野で行うことと介護の分野でできることは何なのかなどを話し合い、情報を共有する必要性が高まっているということから、平成27年に「介護保険法」が改正されまして、市町村において地域に医療と介護の連携を進めるための体制づくりを行うことが義務づけられました。

この事業の取り組みでございますが、本市では平成25年度から3年間、県のモデル事業に取り組み、医療機関や介護事業所等関係機関により協議会、幹事会を設置いたしまして、地域の医療や介護サービス資源の状況などについてどのようなものがあるのかを把握するとともに、病院あるいは介護事業所、それぞれの組織が連携していくにはどのようなことが必要になってくるのかといった課題等を見つけ出しまして、その対応をどのようにしていくのかなどを協議することにより、お互いに顔の見える関係づくりを進めてきたところでございます。本年度におきましても、引き続き医療と介護の関係者に定期的にご参集いただきまして情報の共有を図るとともに、介護を取り巻く現状や課題、今後の方向性などについてご議論いただくなど、連携推進に向けた取り組みを継続してまいりたいと考えております。

続きまして、「新しい総合事業」についてのご質問にお答えをいたします。

前段のご質問でお答え申し上げましたように、高齢化社会の急速な進展に対応するために、今後医療と介護の連携を推進することにより、高齢者の生活を在宅での支援をしてまいるわけでございますけれども、介護を必要とする方が増えていくことにより、介護にかかる費用も増大していく傾向にございますので、今後も必要とするサービスに対し、本人の負担も含め給付費をいかに適正に支出していくのかということが、当市のみならず全国的にも保険者の重要な課題となってきました。

このような状況の中で、国では介護を必要とする度合いの比較的軽い方や現在介護を必要としない一般の高齢者の方を対象に、介護を予防することについてこれを重点化して実施することで、サービスを真に必要とする人へ限定的に配分することなどを目的とした介護予防日常生活支援総合事業、略称としまして「新しい総合事業」を市町村において実施することといたしました。

その「新しい総合事業」でございますが、介護保険制度の改正により、要介護状態が比較的軽度な要支援の方を介護保険の給付から市町村の行う地域支援事業へ移行させるための受け皿を作ることを大きな目的といたしてございます。具体的に申し上げますと、要支援の方が利用する訪問介護と通所介護、いわゆるホームヘルプ、デイサービスの給付について、これまではサービスの内容や基準などを国が定めておりましたが、平成29年度から市が独自で定めて実施すること

になってまいります。来年度から事業を開始するための準備といたしましては、現在訪問介護と通所介護を利用している要支援の方のサービスの利用回数、あるいは利用目的などの状況調査を行っているところでございます。また、要支援の方を直接支援するケアマネジャーに「新しい総合事業」についての概要などの説明を行っているところでございます。

本年度につきましては準備期間になりますけれども、今後は、現在介護予防事業を実施している健康づくり推進課、あるいは市の社会福祉協議会と協議調整、さらには、既存の介護事業所の参入の意向調査、また、さらに先ほど申し上げました要支援の方の状況調査、結果などを参考にしながら実施するサービスの内容、あるいは実施体制などについて検討してまいりたいと考えております。

事業を実施するに当たりましては、市民の皆様に対し、広報紙やパンフレット等により事業内容を周知することやサービスを提供する介護事業所に対し説明会を開催するなど、円滑に事業が移行、実施できますよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、総合事業におけるサービスを担うボランティアの養成についてのご質問にお答えをいたします。

「新しい総合事業」につきましては、先ほどもご説明いたしましたが、この事業を実施するに当たりましては、介護事業所によるサービス提供に加え、地域の住民、あるいは元気な高齢者などが主体となるボランティア組織を形成し、支援を必要とする高齢者の方へのサービスを担う体制を整備することが必要となってまいります。そのためには、支援を必要とする高齢者の方がサービスを安心して利用することができるよう、ボランティアとなる方々には介護に関する知識、あるいは技術等を習得していただくことが大変重要となってまいります。現状におきましては、地域ボランティアの担い手の育成を図ることを目的といたしまして、いきいきヘルパー養成研修会を本市の社会福祉協議会が主体となって実施し、昨年度は27名の方がこの研修を受講されております。今後ともボランティア養成に必要な講座、あるいは研修会等への参加機会の確保に努めることなどにより、受け皿となる人材の養成を積極的に進めてまいりたいと考えております。

続きまして、生活支援コーディネーターと協議体にどのような人材が必要と考えているのか、また、現在の進行状況はということのご質問にお答えをいたします。

ご質問の生活支援体制整備事業に基づく生活支援コーディネーター、あるいは協議体につきましては、今後必要とされる高齢者への生活支援サービスの充実を図ることを目的として、それぞれ配置、設置を行うものでございます。生活支援コーディネーターや協議体に必要とされる人材でございますが、家族や地域のつながりが薄れていくひとり暮らしの高齢者の方々や、高齢者のみの世帯の方々たちが、日々の暮らしの中で必要とする支援を探し出し、また、対象となる方に提供できるサービスとの方が必要とされるサービスは何なのかなどを検討することが求められてまいります。そういうことから、各種福祉サービスに精通していることはもとより、それぞれの地域の実情を踏まえて対応できるような柔軟性が求められてくるものと考えております。

次に、現在の進行状況でございますが、地域で必要とされるサービスはどのようなものがあるのか、また、それを担う団体、組織にはどのようなところが想定されるのかといった高齢者の日

常生活上の困りごと、さらには、それを解決する手段や方法を検討していただくなど、生活支援サービスの全体像を検討し話し合う場としての協議体をまず本年度の早期に設置してまいりたいと考えております。協議体の構成につきましては、理学療法士、市の社会福祉協議会、介護サービス事業所のほか、関係機関の協力をいただきながら10名以内の組織で協議を開始してまいりたいと考えております。

また、生活支援コーディネーターについてですが、まずは協議体の場において生活支援サービスの全体像について活発なご議論を交わしていただき、考え方をまとめながら、あわせまして選出の考え方や具体の人選などについてもご検討いただきまして、次年度には適任な人材を配置してまいりたいと考えております。

続きまして、地域包括ケアシステムの構築に向けて市はどのように考えているのかとのご質問にお答えをいたします。

高齢化社会が急速に進展する中で、医療や介護が必要となっても住みなれた地域で安心して自分らしい暮らしを最期まで続けることができる環境や体制づくりが求められているということは多くの皆様が期待しているところでございます。その実現のためには、誰もが迎える老いを高齢者ご自身やその周囲の方々がどのように受けとめ、どのように支援を必要とするのか、また、どのように支援することができるのかなど、地域包括ケアシステムを構築するためには、まずは市民の皆様お一人お一人が高齢化社会となるこれからの地域のあり方に対し関心を持っていただくことが大変重要であると考えております。その上で、医療や介護による公的支援はもちろんのこと、食生活や住環境の充実といった生活全般に対してもきめ細やかなサポートが途切れることなく提供できるような環境、あるいは体制づくりを進めていくことが必要であると考えております。

本市の取り組みといたしましては、第6期常陸太田市高齢者福祉計画の中で、「介護予防と健康づくりの推進」「生きがいをづくりの促進」「ニーズに対応した介護サービスの提供」そして「地域で安心して暮らせる環境の整備」の4項目を重点項目に掲げ、各種施策を推進することといたしておりますが、基本的な考え方といたしましては、その中心的な役割が期待される市の地域包括支援センターの機能の充実強化を図ることにより、医療・介護・介護予防・生活支援・そして住まいの5つのサービスを介護が必要となった高齢者に対し一体的に提供できるような支援体制を目指して関係機関と連携協議を進めてまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分休憩

---

午後1時00分再開

○菊池伸也副議長 議長を交代いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

諏訪議員。

〔1番 諏訪一則議員 質問者席へ〕

○1番（諏訪一則議員） 各項目のご答弁ありがとうございました。それでは、2回目の質問に

入ります。

(1) の①, ②については, 理解いたしました。

(1) の③, ボランティアの導入について 2 点ほど再質問させていただきます。

1 点目は, 総合事業における訪問介護サービス, 通所介護サービスを担うボランティアの導入については, 導入するからについては, 適正な研修, その後の受け皿やマッチングが必要と考えますが, 市の見解をお伺いいたします。

○菊池伸也副議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 総合事業における訪問型サービス, 通所型サービスを担うボランティアの導入についてのご質問にお答えをいたします。

ボランティアの導入につきましては, 午前中の答弁で申し上げましたように, ボランティアに適正な研修を受けていただくことが大変大切であると考えているところでございます。また, その受け皿となるサービスのマッチングでございますけれども, やはりこちらも午前中の答弁で触れさせていただきましたように, 福祉サービスに係る専門的な知識, あるいはノウハウが必要となりますので, その人材の確保が大変重要になってくるものと認識いたしております。医療, 高齢福祉, 介護保険等, さまざまな分野の関係者の皆様方からご意見をいただきながら, 実施手法, あるいは人材の確保などについて検討を進めてまいりたいと考えております。

○菊池伸也副議長 諏訪議員。

○1 番 (諏訪一則議員) ありがとうございます。理解いたしました。

2 点目は, 地域にどのような N P O やボランティア団体があり, どのような活動をしているのかなどの実態把握が必要だと思いますが, 現在までに調査を行ってきているのかお伺いいたします。

○菊池伸也副議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 どのような活動をしているかの実態調査についてのご質問にお答えをいたします。

現在当市に登録しております N P O 団体, あるいは市の社会福祉協議会に登録しておりますボランティア団体などの洗い出し調査を行っておりまして, 個々の活動内容等についての実態調査に今努めているところでございます。それらの内容を集約いたしまして, 今後の具体の検討作業につなげてまいりたいと考えております。

○菊池伸也副議長 諏訪議員。

○1 番 (諏訪一則議員) ありがとうございます。1 の③については理解いたしました。

次に, 1 の④についてお伺いいたします。本市において生活支援コーディネーターはどのぐらいの人数が必要になると考えているのかお伺いいたします。

○菊池伸也副議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 地域支援コーディネーターの配置についてでございますが, 国から示されておりますガイドラインでは, 地域の実情に応じた多様な配置が可能であるとされておりますので, その職種, あるいは人数等については一律の決まりはございません。

本市といたしましては、まず体制づくりの所期の段階におきましては、2名の生活支援コーディネーターを配置することといたしまして、市の南部と北部をそれぞれ担当いただくというところから始めてまいりたいと考えているところでございます。具体的には今年度、近く設置を予定しております協議会から示されるご意見等を十分踏まえながら、人数の増減なども含め考え方をまとめてまいりたいと考えております。

○菊池伸也副議長 諏訪議員。

○1番（諏訪一則議員） ありがとうございます。1の④については理解いたしました。

1の⑤については理解しておりますので、ありがとうございます。

高齢者福祉、地域包括ケアシステムの構築は、これまで以上に推進していくことを期待申し上げます。

以上をもちまして、私、諏訪一則の質問を終わらせていただきます。